

ものづくり販路拡大支援事業補助金

—姫路のがんばる製造業者の方々を応援します！—

令和8年2月27日まで申請期間を延長しています。

1 対象者

以下のいずれかに該当するもの

- 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の分類表に定める大分類E（製造業）に属する事業を行う市内に主たる事務所を有する中小企業者であって、前年度において本補助金の交付を受けていない者
（令和7年度に限り、国外で開催される見本市・展示会への出展については前年度において本補助金の交付を受けている場合も対象とする。）
- 姫路市ものづくり開発奨励補助金の交付を受けた年度の翌年度から4年度を経過するまでの年度で、当該補助金の交付対象となった製品・技術について出展を行う者

2 対象事業

令和7年度中に開催される見本市、展示会のうち、下記のいずれかに該当するもの

- 国内・国外・指定の国※1（令和7年度限り）・オンラインで開催される全国規模の見本市、展示会
- 姫路市文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）で開催される見本市、展示会

※1

海外姉妹・友好都市のある国	ベルギー王国、アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、ブラジル連邦共和国、中華人民共和国、大韓民国
海外姉妹城のある国	フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ポーランド共和国、オーストリア共和国、チェコ共和国
観光友好交流州のある国	ドイツ連邦共和国

3 対象経費、補助率、上限額

対象事業	対象経費	補助率	上限額
国内	出展料、小間料	2分の1	40万円
国外	出展料、小間料 通訳及び現地説明員に係る経費、 現地までの航空運賃	3分の2（令和7年度限り）	200万円（令和7年度限り）
指定の国 (令和7年度限り)	出展料、小間料 通訳及び現地説明員に係る経費、 現地までの航空運賃	3分の2（令和7年度限り）	250万円（令和7年度限り）
オンライン	出展料、小間料	2分の1	20万円
アクリエひめじ	出展料、小間料	2分の1	10万円

4 申請方法、注意事項等

- ・必要書類を下記問い合わせ先へ持参又は郵送してください。（メール、FAXは受け付けておりません。）
- ・申請期間は令和8年2月27日（金曜日）までです。（必着）
- ・申請期間中、先着順で交付を決定します。なお、申請期間中であっても予算がなくなれば終了とさせていただきます。
- ・見本市、展示会へ出展する前に、必要書類を揃えて申請してください。
- ・上記1～4について詳しくは姫路市HPをご覧ください。
<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005813.html>



姫路市 HP

5 お問い合わせ

姫路市 産業振興課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎9階 TEL 079-221-2507